三　その農地に係る農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第一号に掲げる権利に限る。）又は農業の経営の委託の期間の残存期間が一年以下であつて、農地中間管理機構が過失がなくてその農地の所有者（その農地が数人の共有に係る場合には、その農地について二分の一を超える持分を有する者）を確知することができないもの

四・五　（略）

（貸付けの相手方）

第九十一条　令第三十条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。

一・二　（略）

第九十五条　法第四十六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。

一・二　（略）

（農地台帳の記録事項）

第百一条　法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、当該権利が次のいずれに該当するかの別

イ　（略）

ロ　農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定又は移転されたもの

ハ・ニ　（略）

三・四　（略）

五　その農地が次に掲げる地域又は区域内にある場合にあつては、その旨

イ～ヘ　（略）

ト　地域計画の区域

六　（略）

七　その農地について農地中間管理機構が農地中間管理権又は経営受託権（農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第三項第三号ロに規定する経営受託権をいう。以下この号において同じ。）を有する場合には、その旨及び当該農地についての賃借権若しくは使用貸借による権利又は経営受託権の設定又は移転の状況

八　（略）

（公表することが適当でない事項等）

第百四条　法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　（略）

二　前号に掲げる農地以外の農地　法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号、第六号及び第七号に掲げる事項

2　（略）

三　その農地に係る農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第一号に掲げる権利に限る。）の残存期間が一年以下であつて、農地中間管理機構が過失がなくてその農地の所有者（その農地が数人の共有に係る場合には、その農地について二分の一を超える持分を有する者）を確知することができないもの

四・五　（略）

（貸付けの相手方）

第九十一条　令第三十条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項（第五号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。

一・二　（略）

第九十五条　法第四十六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項（第五号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。

一・二　（略）

（農地台帳の記録事項）

第百一条　法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、当該権利が次のいずれに該当するかの別

イ　（略）

ロ　農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定又は移転されたもの

ハ・ニ　（略）

三・四　（略）

五　その農地が次に掲げる地域又は区域内にある場合にあつては、その旨

イ～ヘ　（略）

（新設）

六　（略）

七　その農地について農地中間管理機構が農地中間管理権を有する場合には、その旨及び当該農地についての賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転の状況

八　（略）

（公表することが適当でない事項等）

第百四条　法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　（略）

二　前号に掲げる農地以外の農地　法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号、第六号及び第八号に掲げる事項

2　（略）